

返還保証書の記入例と添付の証明書類

【様式 13】
返還保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。
(当該人物が①～③の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

貸与

610～・810～

返 還 保 証 書

年 月 日

(③返還誓約書に印字された日付、返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日。)

私は、1. の「貸与生本人」が借用する、2. の「貸与生番号」の独立行政法人日本学生支援機構借入金金について、借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する實力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「貸与生本人」が行う学資金の返還（保証人は貸与生本人が返還すべき返還未済額の2分の1）を確実に保証します。

氏 名

(②当該人物の署名(自署)押印、印は実印)



貸与生本人

との関係

生年月日 年 月 日生

(③当該人物の生年月日を記入)

(④続柄を記入)

1. 貸与生氏名	2. 貸与生番号	3. 貸与生生年月日
		年 月 日生

(⑤貸与生本人の氏名を記入)

(⑥貸与生番号を記入)

(⑦貸与生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧直近の資産等の状況が以下の1～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入)		
区 分	金 額	認 定 基 準 及 び 証 明 書 類 (すべてコピー可)
Ⅰ 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	万円	年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として扱います。 ・源泉徴収票（直近のもの） ・所得証明書（直近のもの） ・年金振込通知書、年金額改定通知書（支払金額のわかるもの、直近のもの） 等 ※給与明細は不可。
	万円	年間所得金額が220万円以上 ※給与所得者あるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める ・確定申告書（控）※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。 ・所得証明書（直近のもの） 等
Ⅱ 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円	預貯金・不動産（評価額）等の合計額が貸与予定総額（返還残額）（保証人は貸与予定総額（返還残額）の2分の1）以上 【預貯金額の証明書】 ・預貯金残高証明書 ・取引残高報告書（評価額のわかるもの） ※証明書は返還誓約書に印字された日付（返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日）の3か月以降に発行されたもの 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）及び「登記事項証明書（全部事項証明書）」を提出。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は、「登記事項証明書（全部事項証明書）」の提出は不要。 ※証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照 ※登記事項証明書（全部事項証明書）は法務局で取得 ※詳細は、裏面「資産(不動産・預貯金)の証明書に関する注意事項」を参照
	万円	Ⅰの金額+Ⅱの金額+16) ※ (給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書類
Ⅲ ⅠとⅡを組み合わせる場合	万円	

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません（例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません）。

※詳細（記入例等）については、ホームページをご参照ください。（裏面参照）

※記入した日付に情報及びお金の貸与に関する情報は、機構の貸与資金支給業務、貸与資金支給業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等返済業務のために利用されます。この利用目的の範囲内において、当該情報（貸与資金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び関係機関等に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証人等については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から貸与資金の借受開始の防止等のために照会又は開示は、適正な範囲内においておこなわれ、情報が提供されます。

（こちらは表面）裏面に証明書に関する注意事項があります

(25. 4)

証明書に関する注意事項

(裏面)

区分Ⅰ 収入(給与・年金)、所得の証明書に関する注意事項

区分Ⅰ 上段の「給与と所得者の場合」の証明書

- ・給与明細は不可です。
- ・「給与と所得」の証明には、直近の「源泉徴収票」や「所得証明書（自治体で取得可）」を添付してください。（コピー可）
- ・給与収入（年金）額が320万円未満の場合は、あわせてⅡの証明書類が必要です。
- ・「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。

区分Ⅱ 資産(預貯金・不動産)の証明書に関する注意事項

【預貯金】の証明書を提出する場合

- ・通帳のコピーは不可です。
- ・預貯金を資産とする場合は、金融機関が発行する「預貯金残高証明書」、「取引残高報告書」（評価額のわかるもの）を添付してください。（コピー可）

【不動産】の証明書を提出する場合

- ・「固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）」及び「登記事項証明書（全部事項証明書）」を提出。
★評価額を証明する書類として「固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）」、所有者と持分割合を証明する書類として「登記事項証明書（全部事項証明書）」が必要です。
※固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は、「登記事項証明書（全部事項証明書）」の提出は不要です。
※「固定資産評価証明書」に、「この証明は、不動産登記法による所有権を証明するものではありません。」といった内容の注意書きがある場合→誰が資産の所有者が確認するため、「登記事項証明書（全部事項証明書）」を併せて提出する必要があります。
※「固定資産評価証明書」で共有名義であることの記載があり（例：他1名、共有者あり等）、当該人物（返還保証者を提出する者）の持分割合がわからない場合は、「登記事項証明書（全部事項証明書）」を併せて提出する必要があります。
・提出された証明書で、「資産の評価額と所有(所有者・持分割合＝誰が資産をどれだけ所有しているか)が明確である必要があります。用意した証明書のみではこれらがわからない場合、代わりの証明書や、追加の証明書の提出が必要となります。

(例) 該当者の持分割合が3分の2（以下、2/3とする）の場合

価格（評価額）：300万円

持 分 割 合：2/3

計 算 方 法：300万円 × (2/3) = 200万円（該当者の持分価格）

・インターネットを利用して登記事項証明書を取得する場合、証明書として使えるのは「オンライン登記事項証明書請求」で交付された原本です。

・インターネットを利用して登記事項を確認するサービスには「オンライン登記事項証明書請求」と「登記情報提供サービス」の2つがありますが、証明力のある登記事項証明書は「オンライン登記事項証明書請求」によるもののみです。「登記情報提供サービス」の登記情報は、ご自身で内容を確認する用途で使用できますが証明書にはなりません。ご注意ください。

その他

・機構のホームページ「返還誓約書の記入について」に掲載されている【返還保証書の記入例と証明書の例】(PDF)をご参照ください。

ホームページ「返還誓約書の記入について」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/taicho/henkan_seiyakusho/2010kou.html

・返還誓約書提出後の人物変更の場合は、以下をご参照ください。

ホームページ「返還保証人等の変更」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/todokede/remponin.html>

・機構のホームページ



返還保証書の記入例と収入証明・資産証明書類における図解について

連帯保証人・保証人の選任条件の例外として、貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。連帯保証人・保証人の選任条件及び選任条件の例外に関しては「貸与奨学金案内」「貸与奨学生のしおり」「貸与奨学金奨学事務の手引第8章」（学校担当者の方へ）を参照のうえ、以下の図解を参考にしてください。

本紙は「返還保証書」及び資産等に関する証明書類に関して、それぞれ留意していただきたい箇所を図解しています。

【図解番号】

◆ 返還保証書の記入例と「資産等に関する証明書類」一覧

◆ I-1. 返還保証書と源泉徴収票

◆ I-2-①. 返還保証書と確定申告書 … 給与所得者の場合

◆ I-2-②. 返還保証書と確定申告書 … 給与所得者以外の場合 (給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める)

◆ I-3-①. 返還保証書と課税証明書 … 給与所得者の場合

◆ I-3-②. 返還保証書と課税証明書 … 給与所得者以外の場合 (給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める)

◆ II-1. 貸与予定総額（返還残額）とは

◆ II-2. 返還保証書と固定資産評価証明書

…当該者名義の資産額が確認できる場合

◆ II-3. 返還保証書と固定資産評価証明書

…当該者名義の資産額が確認できない場合

◆ III (参考). IとIIを組み合わせる場合

「様式 13」
連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。
(貸入人物①～③の姓を簿記のうえ、すべての項目を記入)

貸与
610～810～

返 還 保 証 書

年 月 日
(①返還保証書に印字された日付、返還資料書提出後の人物変更の場合は記入日。)

私は、1. の「貸学生本人」が借用する、2. の「貸学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構奨学金について、借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）を確認の上、3. の現在の資産等の状況に配慮する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「貸学生本人」が行う奨学金の返還（保証人は貸学生本人が返還すべき返還未済額の2分の1）を確実に保証します。

実印

氏名 _____
(②当該人物の署名(自署)押印、印は実印)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 奨学生本人との関係 _____
(③当該人物の生年月日を記入) (④続柄を記入)

1. 貸学生氏名 _____	2. 貸学生番号 _____	3. 貸学生生年月日 _____ 年 月 日生
(⑤貸学生本人の氏名を記入)	(⑥貸学生番号を記入)	(⑦貸学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧最近の資産等の状況が以下のI～IIIのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付の上「金額」欄に記入)

区 分	金 額	認定基準 及び 証明書類 (すべて「可」)
I 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	◆ 万円 ※1万円未満は切り捨て	年間収入金額が20万円以上 ※年金は給与として扱います。 ・源泉徴収票（直近のもの） ・所得証明書（直近のもの） ・年金振込通知書、年金額改定通知書（支払金額のわかるもの、直近のもの）等 ※給与明細は不可。
I 給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定	◆ 万円 ※1万円未満は切り捨て	年間所得金額が20万円以上 ※給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める ・確定申告書（控）※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、目録通知書、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。 ・所得証明書（直近のもの）等
II 預貯金・不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	◆ 万円 ※1万円未満は切り捨て	預貯金・不動産（評価額）等の合計額が貸与予定総額（返還残額）（保証人は貸与予定総額（返還残額）の2分の1）以上 【預貯金額の証明書】 ・預貯金残高証明書（取引履歴報告書（評価額のわかるもの）） ※証券書は返還資料書に印字された日付（返還資料書提出後の人物変更の場合は記入日）の3か月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）及び「登記事項証明書（全部事項証明書）」を提出。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は、「登記事項証明書（全部事項証明書）」の提出は不要。 ※登記事項証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照 ※登記事項証明書（全部事項証明書）は法務局で取得 ※詳細は、裏面「資産（不動産・預貯金）の証明書に関する注意事項」を参照
III IとIIを組み合わせる場合	◆ 万円 ※1万円未満は切り捨て	Iの金額 + (IIの金額 × 1/2) ≧ (給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上 ※金額を換算するすべての証明書類

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません。（例として、給与収入額を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません。）
 ※詳細（記入例等）については、ホームページをご参照ください。（裏面参照）

※記入された証明書類及びその内容に関する情報は、機構の貸与申込書、貸与決定書、返還資料書（返還残額報告書）及び貸与予定総額等の貸与業務の用に利用されます。この利用目的の範囲を超えて、当該情報（貸与申込書及びその内容に関するもの）が、貸与、貸与業務、貸与の調査及び貸与業務の改善のために利用されることがあります。機関運営に関与しては、機構が所有する個人情報は、返還資料書に必要事項が記載された限り、また、行内機関及び当該法人から貸与準備業務の委託を受けた第三者に当該情報が提供される場合があります。

（こちらが表面）裏面に証明書に関する注意事項があります (25/4)

-2-

返還保証書の記入例と「資産等に関する証明書類」一覧

返還保証書

令和×年 4 月 1 日

返還誓約書に印字された日付を記入してください。返還誓約書を提出後に提出する場合は記入日を記入してください。

当該人物（連帯保証人もしくは保証人）が自署、実印を押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係（続柄）」が返還誓約書と一致するように記入してください。

氏名 **奨学 五郎**
(②当該人物の署名(自署)押印, 印は実印)

生年月日 **昭和×年 4 月 25 日** 生
(①当該人物の生年月日を記入)

奨学生本人との関係 **祖父**
(③続柄を記入)

奨学 五郎

奨学 太郎 **6XX - 04 - 000000** **平成×年 11 月 11 日** 生

4. 現在の資産等の状況 (④最近の資産等の状況が以下のⅠ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入)

区分	金額	認定基準 及び 添付書類 (すべてコピー可)
Ⅰ 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定 ※1万円未満は切り捨て	322 万円	年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として扱います。 源泉徴収票 年金額決定書 ※給与明細
Ⅱ 給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定 ※1万円未満は切り捨て	万円	確定申告書(税) ※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。 所得証明書(最近のもの) 等
Ⅲ 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定 ※1万円未満は切り捨て	万円	預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還総額) (保証人は貸与予定総額(返還総額)の2分の1)以上 預貯金残高証明書 預貯金残高証明書 不動産の証明書 固定資産評価証明書(※) 固定資産評価証明書(※) 登記事項証明書(※) 登記事項証明書(※) 詳細は、裏
Ⅳ ⅠとⅡを組み合わせた場合 ※1万円未満は切り捨て	万円	Ⅰの金額+Ⅱの金額+16 ※ (給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上 金額を算算するすべての証明書類

「奨学生本人」の氏名、「奨学生番号」、「生年月日」が返還誓約書と一致するように記入してください。

Ⅰ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを証明書類で確認のうえ、金額を記入してください。基準を満たすことを示す証明書類を返還保証書に添付してください。
 ※次ページから詳細説明

※いずれかの基準を満たしていれば、基準等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。
 ※詳細(記入例等)については、ホームページをご参照ください。(裏面参照)

※記入した氏名・生年月日等の個人情報は、奨学の奨学金に活用され、奨学金の貸付・返済・滞り等のために利用されます。この利用目的の範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び関係機関等に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機関が保有する個人情報は返還保証書に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の貸付・滞り等の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内において必要な情報が提供されます。

(こちらは表面)裏面に証明書に関する注意事項があります (25.4)

当該人物（連帯保証人もしくは保証人）が全ての項目を記載してください。

「資産等に関する証明書類」一覧 (コピー可、マイナンバー記載のないもの)

※返還保証書の裏面に証明書に関する注意事項を掲載しております

I. 給与所得者の場合

- 源泉徴収票 (I-1 で詳しく説明)
- 「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。(I-2-①で詳しく説明)
- 課税証明書・所得証明書 (I-3-①で詳しく説明)
- 年金振込通知書 または 年金額決定通知書
- 年収見込証明書

I. 給与所得者以外の場合(給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める)

(自営業、兼業農家等)

- 「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。(I-2-②で詳しく説明)
- 課税証明書・所得証明書 (I-3-②で詳しく説明)

II. 預貯金額

- 預貯金残高証明書[残高合計額の方分かるもの]、取引残高報告書[評価額の方分かるもの]

II. 不動産(評価額等) (II-2、II-3で詳しく説明)

- 固定資産評価証明書等[該当者が資産の所有者であることが確認でき、評価額の方分かるもの]

- 登記事項証明書(全部事項証明書)[固定資産評価証明書に併せて提出が必要。]

ただし、固定資産評価証明書に所有者と持分割合(共有名義の場合)が明記されている場合は提出不要]

- ※1 当人の名義であることが明記されているものでなければなりません。日本語表記ではないものは和訳を添付し、返還保証書作成時点の日本円に換算した為替レート表を添付してください。
- ※2 Iに関する各種証明書は取得できる直近のものを添付してください。
- ※3 「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものの添付が必要です。
- ※4 IIに関する各種証明書は返還誓約書に印字された誓約日(返還誓約書を提出後の場合は記入日)の3か月前以降に発行されたものを添付してください。

I - 1. 返還保証書と源泉徴収票 ※ (数値等は仮定のもので)

返還保証書 I の上段。
給与所得者の場合

令和X0年分 給与所得の源泉徴収票										
支払を受ける者	住所又は居所 東京都目黒区駒場 4-5-29	氏名	(受給者番号) 〇〇〇〇〇3 (フリガナ) ショウガク コウ 奨学 五郎							
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額					
給与・賞与	8,309,654	6,278,688	3,072,448		320,600					
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	社会保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額			
有無等		特定 3		889,448	50,000	3,000				
控除後の金額ではありません										
(妻) 〇〇 (長男) ▽▽ (二男) ◇◇ (長女) ××										
未成年者	乙欄	本人が障害者 特別その他	寡婦 特別	寡夫	勤労学生	死亡退職	災害者	外国人	中途就・退職 就職 退職	受給者生年月日 明 大 昭 平
〇									XX	* XX 4 25
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都〇〇〇〇 ◇◇-××								
	氏名又は名称	(株)(有) 奨学商店 (電話) 03-1234-0000								

支払金額=収入金額です

控除後の金額ではありません

返還保証書

4. 現在の資産等の状況 (④直近の資産等の状況が以下のI~IIIのいずれか)	
区分	金額
I 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	830 万円 ※1万円未満は切り捨て
II 給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て
III 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円

年間収入金額320万円以上の
基準を満たすため選任できる

I - 2 - ①. 返還保証書と確定申告書

受付日時: 20XX/03/30
 受付番号: 20XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

※ (数値等は仮定のもので)

返還保証書 I の上段. 給与所得者の場合

税務署が受理した受付日時・受付番号の印字が必要
 印字がない場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。

営業収入・不動産収入・利子収入・配当収入・雑収入(年金は除く)・総合譲渡収入・一時収入は給与収入ではないため加算できません

給与所得者の「給与」は収入ですので加算できます

年金は給与収入扱いとします

返還保証書

給与収入 + 公的年金
 17.8万 + 28.2万

46

給与所得者の場合
 ※年間収入金額で判定
 ※1万円未満は切り捨て

給与所得者以外の場合
 ※年間所得金額で判定
 ※1万円 捨て

預貯金や不動産などの資産を有している場合
 ※合計額で判定

所得状況が以下のI~IIIのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付
 額 認定基準 及び 証明書類 (すべて)

I
 年間収入金額が320万円以上
 ※給与収入(確定申告)の金額
 ※年金(確定申告)の金額(支払金額のみ、償還のもの)等
 ※給与明細は不可。

II
 年間所得金額が220万円以上
 ※給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める
 ・確定申告書(控) ※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。
 ・所得証明書(最近のもの) 等

III
 預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額(保証人は貸与予定総額(返還残額)の2分の1)以上)
 【預貯金額の証明書】
 ・預貯金残高証明書 ・取引残高報告書(評価額のわかるもの)
 ※証明書は返還誓約書に印字された日付(返還誓約書提出後の日)以降に発行されたもの
 【不動産の証明書】
 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの)及び「登記事項証明書」ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合(共有名義の場合)事項証明書(全部事項証明書)の提出は不要。
 ※証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照
 ※登記事項証明書(全部事項証明書)は法務局で取得する注意事項]

年間収入金額320万円以上の基準を満たさないため選任できない

令和 3 年 3 月 8 日 令和 〇 年 分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確定 申告 書

納税地: 〇〇市△町×-× 氏名: 巽学 五郎 本人

収入	事業所得	8275955
収入	給与	178500
収入	公的年金等	282850
収入	その他	
収入	雑収入	
収入	総合譲渡	
収入	一時	
収入	合計	3177614
所得	給与	3177614
所得	公的年金等	
所得	その他	
所得	雑	
所得	総合譲渡	
所得	一時	
所得	合計	3177614
所得	所得	省略

給与収入ではない

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

I - 2 - ②. 返還保証書と確定申告書

※ (数値等は仮定のもので)

返還保証書 I の下段、
給与所得者以外の場合

注意

【確定申告書(控)】

税務署が受理した受付日時・受付番号の印字が必要です。

(印字がない場合)

「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。

返還保証書

4 現在の資産等の状況 (⑧直近の資産等の状況が以下の I ~ III のいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付する)	額	認定基準 及び 証明書類 (すべてコ)
所得合計(営業所得) 317万	万円	年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として扱います。 ・源泉徴収票(直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) ・年金振替 ・年金額改定通知書(支払金額のわかるもの、直近のもの) 等 ※給与明細は不可。
I 給与所得者以外の場合 317万円	万円	年間所得金額が220万円以上 ※給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める ・確定申告書(控) ※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax(電 子申請)、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。 ・所得証明書(直近のもの) 等
II 預貯金や不動産などの 資産を有している場合	万円	預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額) (保証人は除く) 【預貯金額の証明】 ・預貯金残高証明書 ・取引残高報告書(評価額がわかるもの) ※証明書は返還誓約書に印字された日付(返還誓約書提出後の人物実 以降に発行されたもの) 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書(評価額がわかるもの)及び「登記事項証明書(こ ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合(共有名義の場合)が明 項証明書(全部事項証明書)」の提出は不要。

所得合計を記入します

年間所得金額220万円以上の
基準を満たすため選任できる

受付日時: 20XX/03/30
 受付番号: 20XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
 FA 2204

令和 3 年 3 月 8 日 令和 〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地: 〇〇市△町×-×
 フリガナ: ショウカ ケイコ ロウ
 氏名: 奨学 五郎
 生年日: 3 月 〇 日 04 25
 氏名(漢字): 奨学 五郎 本人
 印字番号: XX XXXX XXXX

収入金額等	税	計	算	の	他
事業等 ① 8275955					
農業 ②					
不動産 ③					
配当 ④					
給付 ⑤					
公的年金等 ⑦					
業務 ⑧					
その他 ⑨					
総合課税一時 ⑫					
合計					
所得から差し引かれる金額					
社会保険料控除 ⑬					
小規模企業共済等掛金控除 ⑭					
生命保険料控除 ⑮					
地震保険料控除 ⑯					
家族・ひとり親控除 ⑰					
勤労学生・障害者控除 ⑱					
配偶者・寡妻・寡夫控除 ⑲					
扶養控除 ⑳					
基礎控除 ㉑					
その他 ㉒					
雑損控除 ㉓					
医療費控除 ㉔					
寄附金控除 ㉕					
合計					

省略

I - 3 - ①. 返還保証書と課税証明書 (所得証明書) ※ (数値等は仮定のもので)

返還保証書 I の上段、
給与所得者の場合

取得できる最新のものである
必要があります。

給与所得者の「給与」は収入
ですので加算できます

返還保証書

給与収入 + 公的年金収入
17.8万 + 28.2万

46万円

年金は給与収入
扱いとします

年間収入金額320万円以上の
基準を満たさないため選任できない

令和X〇年度 (令和X〇年分) 市民税・県民税課税証明書

現住所 □□県〇〇市△△町X丁目
XX番X

氏名 奨学 五郎

生年月日 昭和XX年4月25日 生

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得控除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当	
総所得金額	3,177,614	分離短期譲渡 (特別控除)	*****	雑 損	0	配偶者		特別障害	
(給与収入)	(178,500)	分離長期譲渡 (特別控除)	*****	医療費	96,600	老人配偶者		その他障害	
給与所得	0	上場株式等の 配当(分離)	*****	社会保険料	474,800	特 定	1	寡 婦	
営業等	3,177,614	株式譲渡	*****	小規模共済	0	(内同居)	()	ひとり親	
営業等	3,177,614	先物取引等	*****	生命保険料	0	老人	2	勤労学生	
営業等	3,177,614	山林譲渡	*****	地震保険料	0	16歳未満		未成年	
営業等	3,177,614	総合退職	*****	寄附金	0	その他	1		
営業等	3,177,614	繰り越し損失額	*****	障・寡・孤・勤	520,000	(内同居)	()	その他	
営業等	3,177,614	純繰越損失	*****	扶 養	1,540,000	税額控除の内訳		市分控除(円)	県分控除(円)
営業等	3,177,614	雑繰越損失	*****	基 礎	430,000	調整控除		XXXXX	XXXXX
営業等	3,177,614	株繰越損失	*****	所得控除合計	3,061,400	住宅借入金		0	0
営業等	3,177,614	先物繰越損失	*****	課税標準額		寄附金		0	0
営業等	3,177,614	居住用繰越損失	*****	その他税額控除等		調整額		0	0
営業等	3,177,614			備考		配当・譲渡割		0	0

給与収入ではない

合計所得金額	3,177,614	市民税 (円)	所得割額 XXXXX 所得割減免額 XXXXX 均等割額 XXXXX 均等割減免額 XXXXX	県民税 (円)	所得割額 XXXXX 所得割減免額 XXXXX 均等割額 XXXXX 均等割減免額 XXXXX	年税額 (円)	XXXXX
総所得金額等	3,177,614						

令和〇年7月〇日

□□県〇〇市長 ◇◇ ◇◇



I - 3 - ②. 返還保証書と課税証明書 (所得証明書) ※ (数値等は仮定のもので)

返還保証書 I の下段、
給与所得者以外の場合

取得できる最新のものでは
必要があります。

所得合計(合計所得)を記入
します

返還保証書

所得合計(合計所得)
317万

給与所得者以外の場合
317万

預貯金や不動産などの
資産を有している場合

年間所得金額220万円以上の
基準を満たすため選任できる

令和X□年度 (令和X○年分) 市民税・県民税課税証明書
現住所 □□県○○市△△町X丁目
XX番X
氏名 奨学 五郎

生年月日 昭和XX年4月25日 生

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得控除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当	
総所得金額	3,177,614	分離短期譲渡 (特別控除)	*****	雑損	0	配偶者		特別障害	
(給与収入)	(178,500)	分離長期譲渡 (特別控除)	*****	医療費	96,600	老人配偶者		その他障害	
給与所得	0	上場株式等の 配当(分離)	*****	社会保険料	474,800	扶 養 老人	特 定 (内同居) ()	1	寡婦
営業等	3,177,614	株式譲渡	*****	小規模共済	0			2	ひとり親
農業	*****	先物取引	*****	生命保険料	0	16歳未満 その他	()	1	勤労学生
不動産	*****	山 林	*****	地震保険料	0				
利子	*****	総合退職	*****	寄附金	0	障 害 特 別	()		その他
配当	*****	緑の越し損失額	*****	障・寡・ひ・勤	520,000				
(公的年金収入)	(282,850)	純繰越損失	*****	配偶者	0	税額控除の内訳		市分控除額(円)	県分控除額(円)
雑	0	雑繰越損失	*****	配偶者特別	0	調整控除		XXXXX	XXXXX
譲渡・一時	*****	株式繰越損失	*****	扶 養	1,540,000	住宅借入金		0	0
		先物繰越損失	*****	基 礎	430,000	寄附金		0	0
		居住用繰越損失	*****	所得控除合計	3,061,400	調整額		0	0
				課税標準額		その他税額控除等		0	0
				総合	116,000	配当・譲渡割		0	0
				分離短期	0				
				分離長期	0				
				株式譲渡	0				
				先物取引等	0				
合計所得金額	3,177,614	市民税 (円)	XXXXX	所得割額	XXXXX	所得割額	XXXXX	年税額 (円)	XXXXX
総所得金額等	3,177,614	県民税 (円)	XXXXX	所得割減免額	XXXXX	所得割減免額	XXXXX		
			XXXXX	均等割額	XXXXX	均等割額	XXXXX		
			XXXXX	均等割減免額	XXXXX	均等割減免額	XXXXX		

表記のとおり相違ないことを証明します。

令和□年7月●日

□□県○○市長 ◇◇ ◇◇

公 印

II-1. 貸与予定総額（返還残額） = 返還誓約書に印字されている「借用金額」 ※（数値等は仮定のもので）

返還保証書 II. 預貯金や不動産の資産



返還誓約書

【第一種人的保証】

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸与金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与学規程その他の諸規程によって
確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしがたい返還することを誓約し
ます。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号につい
ては、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用
情報同意事項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学貸与金は、
第一種奨学金（無利息）であり、人的保証を選択しました。家計支持者として個人番号を提
出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

令和 XX 年 4 月 1 日

借用金額 ￥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生番号 6XX-XX-XXXXXX CD 7 001 [採用種別] 予約
在学学校 日本学生支援大学
住所 〒 135 - 8630
東京都江東区青海 2-2-1

電話番号 03-XXXX-1111 携帯電話番号
氏名 (奨学 太郎) フリガナ
署名

平成

貸与の条件

貸与期間

貸与月

返還の条件

返還期日

返還回数

初回割賦金

割賦金

最終割賦金

返済方法

返済回数

返済金額

返済日

返済回数

返済金額

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得変動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

〔定額返還方式（猶予年限特例）〕※裏面（項番 2 2）参照

※本人が未成年者（18歳未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の取扱を承認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。親権者と、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

連帯保証人 住所 〒 162 - 8431
東京都新宿区市谷本村町 10-7

電話番号 03-XXXX-0000 携帯電話番号 090-XXXX-9999

氏名 (奨学 一郎) フリガナ シロガク イロウ

署名

続柄 父 昭和 XX 年 1 月 1 日生

勤務先 電話番号 03-XXXX-2222

(株) 奨学機構

保証人 住所 〒 153 - 8503
東京都目黒区駒場 4-5-29

貸与予定総額(返還残額)とは返還誓約書に印字されている「借用金額」で確認することができます。
この例では
◆貸与予定総額 **¥2,448,000**
◆貸与予定総額の2分の1以上は $¥2,448,000 \div 2 = \mathbf{¥1,224,000}$
が基準となります。

※併用貸与(返還誓約書が複数枚発行されている)の場合、それぞれの貸与予定総額以上であれば認められます。複数枚の返還誓約書の貸与予定総額の合計額以上である必要はありません。ただし、「返還保証書」及び「資産等に関する証明書類」はそれぞれに添付する必要があります。

添付書

※年間所得金額で判定

※1万円未満は別紙にて

返還保証書

預貯金や不動産などの資産を有している場合

※(借用金額)月まで借用金額は場合が

万円

・確定申告書(控)※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。

・所得証明書(直近のもの) 票

預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)(保証人は貸与予定総額(返還残額)の2分の1)以上

・預貯金残高証明書・取引残高報告書(評価額のわかるもの)

※証明書は返還誓約書に印字された日付(返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日)の3か月前以降に発行されたもの

・不動産の証明書

・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの)及び「登記事項証明書(全部事項証明書)」を提出。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合(共有名義の場合)が明記されている場合は、「登記事項証明書(全部事項証明書)」の提出は不要。

※証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照

※登記事項証明書(全部事項証明書)は法務局で取得

※詳細は、裏面「資産(不動産)・預貯金の証明書に関する注意事項」を参照

II-2. 返還保証書と固定資産評価証明書（当該者名義の資産額が確認できる場合）

※（数値等は仮定のものです）

返還保証書 II. 預貯金や不動産の資産

固定資産（土地・家屋）評価証明書

所在地 〇〇市△△町X丁目XX番X	登記地積 m ² 200.00	価格(円) ¥30,000,000	令和5年度 課税標準額(円) *****	*****
登記地目: 宅地 現況地目: 宅地	地積 現況地積 m ² .00		(区分) 固定資産税 ¥5,000,000 *****	*****
共有持分 分子 600 分母 1000			都市計画税 ¥12,000,000 *****	*****
所有者 〇〇市△△町X 奨学 五郎			課税標準の特例額: 比準課税標準額 : ¥5,000,000 ¥4,950,000	

「共有持分」の記載がある場合は該当所有者の持分を計算によって求めることができます。

所有者欄に(外●名)や(共有者■)、共有持分等の記載がない場合は単独の所有になります。

所在地 〇〇市△△町X丁目XX番X	登記床面積 m ² 240.00	価格(円) ¥4,000,000	令和5年度 *****	*****
家屋番号: □□□□□	床面積 現況床面積 m ² 240.00		*****	*****
種類: 地上: 2階 構造: 木造 屋根: ストレート葺				
所有者 〇〇市△△町X 奨学 五郎				

$$\text{土地 } ¥30,000,000 \times \frac{600}{1000} = \underline{\underline{¥18,000,000}}$$

家屋 ¥4,000,000

区分	金額	認定基準	及び	証明書類
給与所得者の場合	万円	年間収入金額が320万円以上	※年金は給与として扱います。	・源泉徴収票（直近のもの） ・所得証明書（直近のもの） ・年金振込等 ・年金額改定通知書（支払金額のわかるもの、直近のもの） ※給与明細は不可。
預貯金や不動産などの資産を有している場合	2,200 万円	年間所得金額が220万円以上	※給与と所得もあるときは、給与と所得金額を年間所得金額に合算する	・確定申告書（控）※[別添]面、即時通知等、税務署より ・所得証明書（直近のもの）
※合計額で判定		預貯金や不動産（評価額）等の合計額が給与と所得金額（返還残額）（保証人は給与と所得金額（返還残額）の2分の1）以上		【預貯金額の証明書】 ・預貯金残高証明書 ・取引残高報告書（評価額のわかるもの） ※証明書は返還誓約書に印字された日付（返還誓約書提出後の人物変更以降に発行されたもの） 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）及び「登記事項証明書（全ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されたもの（全部事項証明書）」の提出は不要。 ※証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照 ※登記事項証明書（全部事項証明書）は法務局で取得 ※詳細は、裏面「資産（不動産・預貯金）の証明書に関する注意事項」を参照

返還保証書

資産が共有名義の場合は...
持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるものでなければなりません。
その場合、固定資産評価証明書と、
登記事項証明書(全部事項証明書)と組み合わせると持分割合を計算し求めることができます。
⇒ II-3参照

II-3. 返還保証書と固定資産評価証明書（当該者名義の資産額が確認できない場合）

※（数値等は仮定のものです）

返還保証書II. 預貯金や不動産の資産

固定資産（土地・家屋）評価証明書

所在地	〇〇市△△町X丁目XX番X	登記地積 m ²	200.00	価格(円)	¥30,000,000
	登記地目: 宅地 現況地目: 宅地	地積	200.00		
所有者	〇〇市△△町X 奨学 五郎 外1名	〇〇市△△町X 奨学 五郎 外1名			
	〇〇市△△町X丁目XX番X 家屋番号: □□□□□	〇〇市△△町X丁目XX番X 家屋番号: □□□□□	0.00	価格(円)	¥4,000,000
家屋	種類: 地上: 2階 構造: 木造 屋根: ストレート葺	〇〇市△△町X 奨学 五郎			
	〇〇市△△町X 奨学 五郎				

該当者以外に外1名の所有者がいるため、かつ持分記載がないため、当該者持分の資産額が確認できません。

資産が共有名義の場合は...

持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるものでなければなりません。
その場合、固定資産評価証明書と、
登記事項証明書(全部事項証明書)と組み合わせると持分割合を計算し求めることができます。

登記事項証明書

〇〇市△△町X丁目XX番X

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成◇◇年▽▽月□□日	不動産番号	XXXXXXXXXXXXXX
地図番号	(余白)	筆界特定	(余白)		
所在	〇〇市△△町X丁目			(余白)	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)		
XX番X	宅地	200.00	■番▼から分筆 [昭和◇◇年●月X日]		
(余白)	(余白)	(余白)	昭和63年法務省令第37条附則第2条第2項の規定により移記 平成◇◇年▽▽月□□日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的物	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	平成▲▲年○月□日 第XXXX号	原因 平成▲▲年○月□日 共有者 〇〇市△△町X丁目XX番X 持分5分の3 奨学 五郎 〇〇市△△町X丁目XX番X 持分5分の2 奨学 XX
			昭和63年法務省令第37条附則第2条第2項の規定により移記 平成◇◇年▽▽月□□日

原因 平成▲▲年○月□日
共有者
〇〇市△△町X丁目XX番X
持分5分の3
奨学 五郎
〇〇市△△町X丁目XX番X
持分5分の2
奨学 XX

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和□年7月●日
〇〇法務局□□支局

登記官

◆◆◆◆

公印

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 XXXXXX (1/1)

1/1

Ⅲ（参考）． 返還保証書と確定申告書と預貯金残高証明書 ※（数値等は仮定のものです）

Ⅲ． I と II を組み合わせる場合

I の金額

確定申告書（抜粋）

収入	4296050
配当	
給付	
公的年金等	999195
合計	999195

収入合計 = ¥999,195

年間収入320万円以上の基準を満たさないため選任できない

Ⅱ の金額

残高証明書

令和5年〇月〇日

〒▽▽▽-◇◇◇◇
□□県〇市△△町X丁目
XX番X

奨学 五郎 様

■銀行 ◎支店
発行店 本店営業部

預金合計 = ¥1,000,000

取引種類	通貨	口座番号	金額	摘要
普通預金		1234567	¥400,000	
定期預金		9876543	¥600,000	
以下余白				

I の金額 + (Ⅱ の金額 ÷ 16)

I の金額 (Ⅱ の金額 ÷ 16)
¥999,195 + (¥1,000,000 ÷ 16)
= ¥1,061,695

返還保証書Ⅲの基準額(320万円以上)を満たさないため選任できない

所得金額等

給与所得以外 + 給与所得の方も含む

事業所得	2147413
不動産所得	
配当所得	
給付所得	0
公的年金等	0
雑所得	
合計	2147413

所得合計 = ¥2,147,413

年間所得220万円以上の基準を満たさないため選任できない

Ⅱ の金額

残高証明書

令和5年〇月〇日

〒▽▽▽-◇◇◇◇
□□県〇市△△町X丁目
XX番X

奨学 五郎 様

■銀行 ◎支店
発行店 本店営業部

預金合計 = ¥1,000,000

取引種類	通貨	口座番号	金額	摘要
普通預金		1234567	¥400,000	
定期預金		9876543	¥600,000	
以下余白				

I の金額 + (Ⅱ の金額 ÷ 16)

I の金額 (Ⅱ の金額 ÷ 16)
¥2,147,413 + (¥1,000,000 ÷ 16)
= ¥2,209,913

返還保証書Ⅲの基準額(220万円以上)を満たすため選任できる

Ⅲ I と II を組み合わせる場合	220 万円	I の金額 + (Ⅱ の金額 ÷ 16) ≥ (給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書類
--------------------	--------	--